

## ～ 豊見城市子ども医療費助成制度について ～



### ① [ 助成を受けることができる方 ]

豊見城市に住所を有し、かつ医療保険（国保・社会保険など）に加入していること。

### ② [ 受給資格者証の認定手続きに必要なもの ]

必要書類

- 子の保険証
- 保護者名義の預金通帳



### ③ [ 助成の対象年齢 ]

**令和4年4月1日より、中学3年生まで医療費が無料になりました！**

外来 ・ 入院	誕生日、または転入日から中学校卒業まで。 (15歳の誕生日以降、最初の3月31日まで)  ※保険診療による一部負担金額から、高額療養費・附加給付金を差し引いた額が助成対象となります。
---------------	--

### ④ [ 助成の対象となる医療費について ]

対象	保険診療によるもの。( 歯医者、整形外科等を含む ) ※高額療養費・附加給付がある場合は差し引いた額となります。
対象外	保険診療外のもの。( 予防接種・健診料・実費・個室代・薬の容器代・文書代など ) 保険内診療の入院時食事療養費は、助成対象外となります。 <b>学校管理下(保育園・幼稚園を含む)でのケガ※1</b>

※1学校管理下でのケガの場合は、災害共済給付制度の対象になります。医療機関にかかる前に、各学校、保育園等へお問い合わせください。子ども医療費助成制度を利用された場合、返還金が生じる可能性があります。

### ⑤ [ 子ども医療費助成金支給申請方法・振込日について ]

※受給資格者証は、受診の都度、医療機関窓口にて提示してください。

申請方法	申請先	必要書類	振込日
現物給付方式	【申請場所】 医療機関窓口  【受付期間】 医療機関受診時	①豊見城市子ども医療費助成金受給資格者証書 【ピンク色】 ②健康保険証 ③【高額な治療を受ける場合】限度額適用認定証 (加入している健康保険組合等から発行)	窓口負担なし
自動償還払方式	【申請場所】 医療機関窓口  【受付期間】 医療機関受診時	①豊見城市子ども医療費助成金受給資格者証書 【ピンク色】 ②健康保険証 ③【高額な治療を受ける場合】限度額適用認定証 (加入している健康保険組合等から発行)	診療の2か月後 (最終営業日)
市役所で申請 ・県外の医療機関 ・自動償還対応外 ・資格証書忘れ の場合など	【申請場所】 豊見城市役所 子ども応援課窓口  【受付期間】 受診翌月から2年以内	①豊見城市子ども医療費助成金受給資格者証書 【ピンク色】 ②医療機関の領収書原本 ③限度額認定証(お持ちの方) ④高額療養費等該当の方のみ 「高額療養費決定通知」または 「振込が確認できる通帳のコピー」 ※10割負担の診療の場合は、「制度について」の⑦ 参照	申請受付の翌月 (最終営業日)

※ 現物給付方式を導入していない医療機関では、自動償還方式が市役所での申請になります。

### ⑥ [ 21,000円以上の医療費について ]

ひと月にひとつの医療機関の診療(入院・通院別)で21,000円以上の自己負担がある場合、子ども医療費助成担当より案内通知を送付します。(21,000円以上医療費が窓口無料になった場合も同様に案内通知を送付します。)

通知が届いた際は、子ども応援課子ども医療費助成担当までお電話をお願いします。

ご連絡をいただいた際、下記事項の確認をしています。

<input type="checkbox"/> 学校内でのケガではないか	学校内でのケガは <u>※学校保険</u> の対象となる可能性があります。
<input type="checkbox"/> 同一保険(国保・社会保険)加入のご家族で、同月に21,000円以上の医療費自己負担があるか	お支払がある場合、 <u>※高額療養費等</u> の申請の可能性があります。確認のため、お支払領収書原本のご準備をお願いします。

※学校保険の確認・お手続きは学校へお問い合わせください。

※高額療養費の確認・お手続きは加入保険(国保・社会保険等)へお問い合わせください。

## ⑦【保険証を提示せずに全額負担（10割負担）をした医療費について】

こども医療費助成金申請の前に、加入保険(国保・社会保険等)で10割負担診療の払い戻し手続きが必要です。払い戻し手続き完了後下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

### 必要書類

- 払い戻し額のわかるもの(払い戻し通知書・または振込のある通帳のコピー)
- 10割領収書の原本
- こども医療費助成金受給資格者証書

## ⑧【振込先口座変更手続き】

振込先口座変更の際、変更手続きが必要です。  
下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

### 必要書類

- 保護者名義の預金通帳
- こども医療費助成金受給資格者証書

## ⑨【保険証変更手続き】

加入保険(国保・社会保険等)に変更がある場合変更手続きが必要です。  
下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

### 必要書類

- 子の保険証
- こども医療費助成金受給資格者証書

## ⑩【住所変更手続き】

住所に変更がある際、お手続きが必要です。  
下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

### 必要書類

- こども医療費助成金受給資格者証書



## ⑪【その他】

小児慢性・育成医療等の助成金受給中の場合、確認の為受給証書の提示をお願いします。

## ⑫【お問い合わせ先】

担当：豊見城市 こども未来部 こども応援課 こども医療費助成担当  
電話：098-850-6775

### 【参考資料】

高額療養費自己負担限度額表			
(平成27年1月診療分から適用)※あくまでも目安です。詳しくは加入している健康保険で確認が必要です。			
	区分	自己限度額	高額多数該当(4回目以降)
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円
イ	年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円
ウ	年収約370万円～ 約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円
エ	～年収約370万円	57,600円	44,400円
オ	非課税世帯	35,400円	24,600円

診療を受けた月によって、確認する課税年度が異なります。  
「～7月」診療分⇒前年度の課税状況 「8月～」診療分⇒本年度の課税状況  
※過去12ヶ月間に4回以上高額療養費に該当した場合は、高額多数に該当し、自己限度額が変わります。

### ※ 高額療養費等についての注意事項

#### ① 自動償還、窓口申請の場合

高額療養費等の手続きが終わらないと、こども医療費の助成はできません。お早目の手続きが必要です。  
なお、こども医療費からの振込は、加入している医療保険からの払戻等を差し引いた金額が振込まれます。

#### ② 現物給付の場合

現物給付において高額療養費等の払戻等がある際には、市が加入している医療保険へ代理請求を行う場合と、医療保険から払戻等を受けた分を保険加入者等より市へ返還する場合があります。  
いずれの場合も、こども応援課窓口で手続きが必要になります。